

建設業務の資格取得費用助成事業のお知らせ

日頃は、商工会事業にご理解ご協力をいただきありがとうございます。
さて、本年度も建設部会では、建設業務資格取得費用助成事業を実施致します。

記

(事業概要及び目的)

建設業における労働安全性の向上や作業技術等のスキルアップを図るために資格取得を図る事業所に対して、建設部会員及び従業員等の建設業務に関する資格取得費用を助成し促進することにより、業務の安全性及び社員教育の充実による基盤強化、継続的な発展に寄与することを目的とします。

(対象費用)

国内で実施される建設業務に関する資格取得の為の受講料又は受験料が対象。
講習にて資格を取得できるものは受講料、試験により資格取得するものは受験料を対象とする。また、これら受講等に要した交通費は対象外です。
◆資格取得の合格・不合格は問いません。
◆建設関連の資格でないと判断された場合は対象外となる場合もあります。

(対象期間)

令和5年4月1日～令和6年2月28日に受講・受験、受験計画しているもの

※上記期間前から複数回の受講日程計画で、当対象期間に、受講・受験料を支払ったものは対象。ただし、前年度に当制度で申請済のものは対象外です。

(助成金の額)

1回の申請あたり、1名の助成額は2,000円。【1事業所2名までとする。】

※別々の資格内容申請であれば、同じ者が複数回申請しても良い。

※受講・受験費用が2,000円未満である際には、その金額を上限として支払します。

(対象者)

牧之原市商工会員であり建設部会に所属する会員企業に従事する者。

但し、申請後の審査会までに会員脱退等があった際は、対象者とみなしません。

(申請期間)

令和5年7月1日～令和6年2月28日まで

但し、令和6年2月28日までに受講料等を支払ったものであること。

また、予算に到達次第、終了となります。ご承知ください。

(申請方法及び支給方法)

商工会窓口にて申請受付します。

提出いただいた申請書及び提出書類を確認し、精査完了後、企業指定の預金口座へ送金します。

(申請書類及び添付書類)

講習会等実施後、申請書（様式1）、添付資料として受講内容、受講金額及び人数が判る資料（受講・試験申込書など）、領収書等支払金額が分かる帳票類のコピーを揃え、事務局へご提出ください。

※申請書類が足らない場合は適宜コピーしていただき、無くした場合は商工会窓口で受取りになるか、商工会ホームページよりダウンロードしていただくようお願いします。

<お問い合わせ>

牧之原市商工会 （担当：戸塚） TEL 52-0640